

広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第二十五号

広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則の一部を改正する規則

広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則（平成十九年広島県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（設備利用日時の変更等） 第四条 前条第一項の規定による設備の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その利用日時を変更するときは、現に許可を受けている設備の利用日時までに、別記様式第三号による設備利用変更申請書を所長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>2 利用者は、その利用を取りやめようとするときは、現に許可を受けている設備の利用日時までに、別記様式第四号による設備利用取下書を所長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>（試験等の依頼手続） 第七条 センターに試験等を依頼しようとする者は、別記様式第五号による試験等依頼書に当該試験等に供する材料を添えて、所長に提出しなければならない。</p> <p>（試験等の依頼の取りやめ） 第八条 試験等の依頼をした者（以下「依頼者」という。）は、その依頼を取りやめようとするときは、別記様式第六号による試験等依頼取下書を所長に提出しなければならない。ただし、既に試験等（その準備を含む。）に着手したときは、これを取りやめることができない。</p> <p>（使用料等の分納又は後納の申請） 第十条（略） 2 使用料等の分納又は後納をしようとする者は、別記様式第七号による使用料等分納（後納）申請書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>（設備利用日時の変更等） 第四条 前条第一項の規定による設備の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、設備を利用する前に、その利用日時を変更するときは、現に許可を受けている設備の利用日時までに、その旨を届け出て、所長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>2 利用者は、設備を利用する前に、その利用を取りやめようとするときは、現に許可を受けている設備の利用日時までに、その旨を所長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>（試験等の依頼手続） 第七条 センターに試験等を依頼しようとする者は、別記様式第三号による試験等依頼書に当該試験等に供する材料を添えて、所長に提出しなければならない。</p> <p>（試験等の依頼の取りやめ） 第八条 試験等の依頼をした者（以下「依頼者」という。）は、その依頼を取りやめようとするときは、その旨を所長に届け出なければならない。ただし、既に試験等（その準備を含む。）に着手したときは、これを取りやめることができない。</p> <p>（使用料等の分納又は後納の申請） 第十条（略） 2 使用料等の分納又は後納をしようとする者は、別記様式第四号による使用料等分納（後納）申請書を知事に提出しなければならない。</p>

<p>(使用料等の減免)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 前項の規定により使用料等の減免を受けようとする者は、別記様式第八号による使用料等減免申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(使用料等の返還)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 前項の規定により使用料等の返還を受けようとする者は、別記様式第九号による使用料等返還申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(試験等に関する表示又は広告)</p> <p>第十四条 センターで試験等を受けた材料について、その試験等を受けたこと又はその結果を表示し、又は広告しようとする者は、別記様式第十号による表示(広告)申請書を所長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>21 所長は、前項の表示又は広告を許可したときは、別記様式第十一号による表示(広告)許可書を当該申請者に交付するものとする。</p>	<p>(使用料等の減免)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 前項の規定により使用料等の減免を受けようとする者は、別記様式第五号による使用料等減免申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(使用料等の返還)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 前項の規定により使用料等の返還を受けようとする者は、別記様式第六号による使用料等返還申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(試験等に関する表示又は広告)</p> <p>第十四条 センターで試験等を受けた材料について、その試験等を受けたこと又はその結果を表示し、又は広告しようとする者は、別記様式第七号による表示(広告)申請書を所長に提出し、その許可を受けなければならない。</p>
--	--

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第1号 (第3条関係)

設備利用申請書

(略)

また、様式に記載した内容について、広島県が、センターの利便性向上等を目的としたアンケート調査及びセンターの利用者に有益と思われるサービス等の情報提供に活用することに同意します。

(略)

備考 (支払方法等)	(略)	(略)	(略)
		取扱者	(略)

注 (略)

改正前

様式第1号 (第3条関係)

設備利用申請書

(略)

また、様式に記載した内容は、センターの利便性向上等を目的としたアンケート調査や有益と思われるサービスなどの情報提供に広島県が活用することに同意します。

(略)

備考	(略)	(略)	(略)
		取扱者印	(略)

注 (略)

別記様式第二号の次に次の二様式を加える。

様式第3号 (第4条関係)

設備利用変更申請書

年 月 日

広島県立総合技術研究所長 様
(センター)

申請者	住 所 (所在地)	(〒 ー)
	氏 名 (名称及び 代表者の氏名)	
連絡先	住 所 (上記と異なる場合)	(〒 ー)
	担 当 部 署	
	担 当 者 氏 名 (上記と異なる場合)	
	電 話	() ー
	メー ル	

年 月 日付け 号で許可を受けた設備の利用を、次のとおり変更したいので、承認してください。

(変更後)

コード	利用設備名	利用開始及び終了時間	備考	件数	単位	単価 (円)	使用料 (円)	手数料 (円)
	職員による機器操作							
	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで						
	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで						
	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで						
	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで						
	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで						
	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで						
職員による前・後処理	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで						
利 用 目 的	<input type="checkbox"/> 新製品・新技術開発 <input type="checkbox"/> 品質改善・品質保持 <input type="checkbox"/> 原因究明(クレーム対応等) <input type="checkbox"/> 他者への証明 <input type="checkbox"/> 定期的な試験検査 <input type="checkbox"/> その他()			小 計 (税 込)				
			消 費 税 額					
			合 計 金 額 (税 込)				円	
広島県、鳥取県、島根県、岡山県又は山口県の事務所名又は事業所名	<input type="checkbox"/> 該当県以外の料金適用							
備 考 (支払方法等)	領 収 年 月 日			年 月 日				
	取 扱 者							

- 注 1 太枠内は、申請者は記入しないこと。
 2 職員による機器操作を選択できる設備を利用する場合には、要・不要のいずれかにレ印を付けること(設備によっては、職員による機器操作を必須とするものがある。)
 3 広島県、鳥取県、島根県、岡山県又は山口県の事務所名又は事業所名欄は、該当県以外の申請者が該当県に事務所又は事業所を有する場合に記入すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第4号（第4条関係）

設 備 利 用 取 下 書

年 月 日

広島県立総合技術研究所長 様
（ センター）

申請者	住 所 (所在地)	(〒 —)
	氏 名 {名称及び 代表者の氏名}	
連絡先	住 所 <small>(上記と異なる場合)</small>	(〒 —)
	担 当 部 署	
	担 当 者 氏 名 <small>(上記と異なる場合)</small>	
	電 話	() —
	メ ー ル	

年 月 日付け

号で許可を受けた設備の利用を取り下げます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

改正後

様式第5号 (第7条関係)

試験等依頼書

(略)

なお、様式に記載した内容について、広島県が、センターの利便性向上等を目的としたアンケート調査及びセンターの利用者に有益と思われるサービス等の情報提供に活用することに同意します。

(略)

(略)	(略)	(略)
(略)	取扱者	(略)
(略)	(略)	
備考 (支払方法等)	(略)	

注 (略)

改正前

様式第3号 (第7条関係)

試験等依頼書

(略)

なお、様式に記載した内容は、センターの利便性向上等を目的としたアンケート調査や有益と思われるサービスなどの情報提供に広島県が活用することに同意します。

(略)

(略)	(略)	(略)
(略)	取扱者印	(略)
(略)	(略)	
備考	(略)	

注 (略)

別記様式第五号の次に次の様式を加える。

様式第6号（第8条関係）

<p>試験等依頼取下書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>広島県立総合技術研究所長 様 （ センター）</p>		
依 頼 者	住 所 （所在地）	(〒 —)
	氏 名 〔名称及び 代表者の氏名〕	
連 絡 先	住 所 <small>（上記と異なる場合）</small>	(〒 —)
	担 当 部 署	
	担 当 者 氏 名 <small>（上記と異なる場合）</small>	
	電 話	() —
	メ ー ル	
年 月 日付けで提出した次の試験等依頼を取り下げます。		
試験等の材料の品名		
試験等の内容		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="237 304 607 336"><u>様式第7号—様式第10号</u> (略)</p>	<p data-bbox="1133 304 1491 336"><u>様式第4号—様式第7号</u> (略)</p>

別記様式第十号の次に次の様式を加える。

様式第 11 号 (第 14 条関係)

表 示 (広 告) 許 可 書			
	第		号
		年 月	日
様			
	広島県立総合技術研究所長		印
年 月 日	付けで依頼のあった		に関する表示 (広
告) 許可申請については、広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則第 14 条の規定により許可します。			

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。